

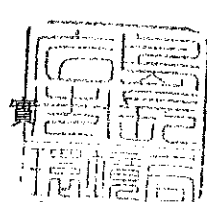
産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市安佐北区可部南二丁目3番36号

氏 名 協和鉱業株式会社
代表取締役 大野 辰彦
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第104条第6項の許可を受け事業者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 5年 1月14日

許可の有効期限 令和10年 1月13日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
表面のとおり	

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H20. 1. 14	更新許可	H30. 1. 23	更新許可
H20. 12. 24	変更許可	R 4. 9. 6	変更許可
H24. 12. 19	変更許可	R 5. 2. 17	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 無

6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (破砕) この欄以下余白	木くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃石膏ボードを含み、自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (造粒固化) この欄以下余白	汚泥(無機性のものに限る、判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (焼成) 以下余白	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) (自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、廃容器包装、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

耐
火
性

耐
熱
性

耐
震
性

耐
風
性

複写

複写

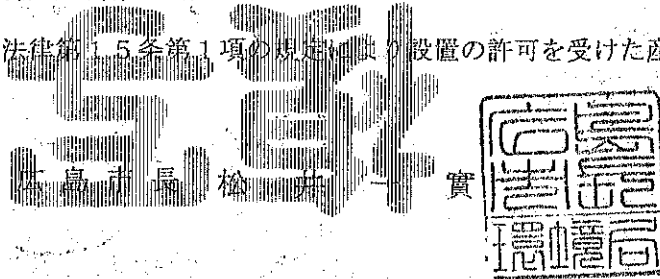
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年 3月 4日

住所 広島県広島市安佐北区可部南三丁目3番36号

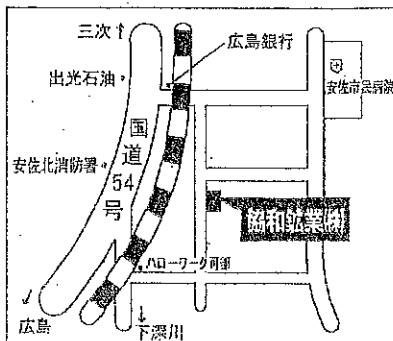
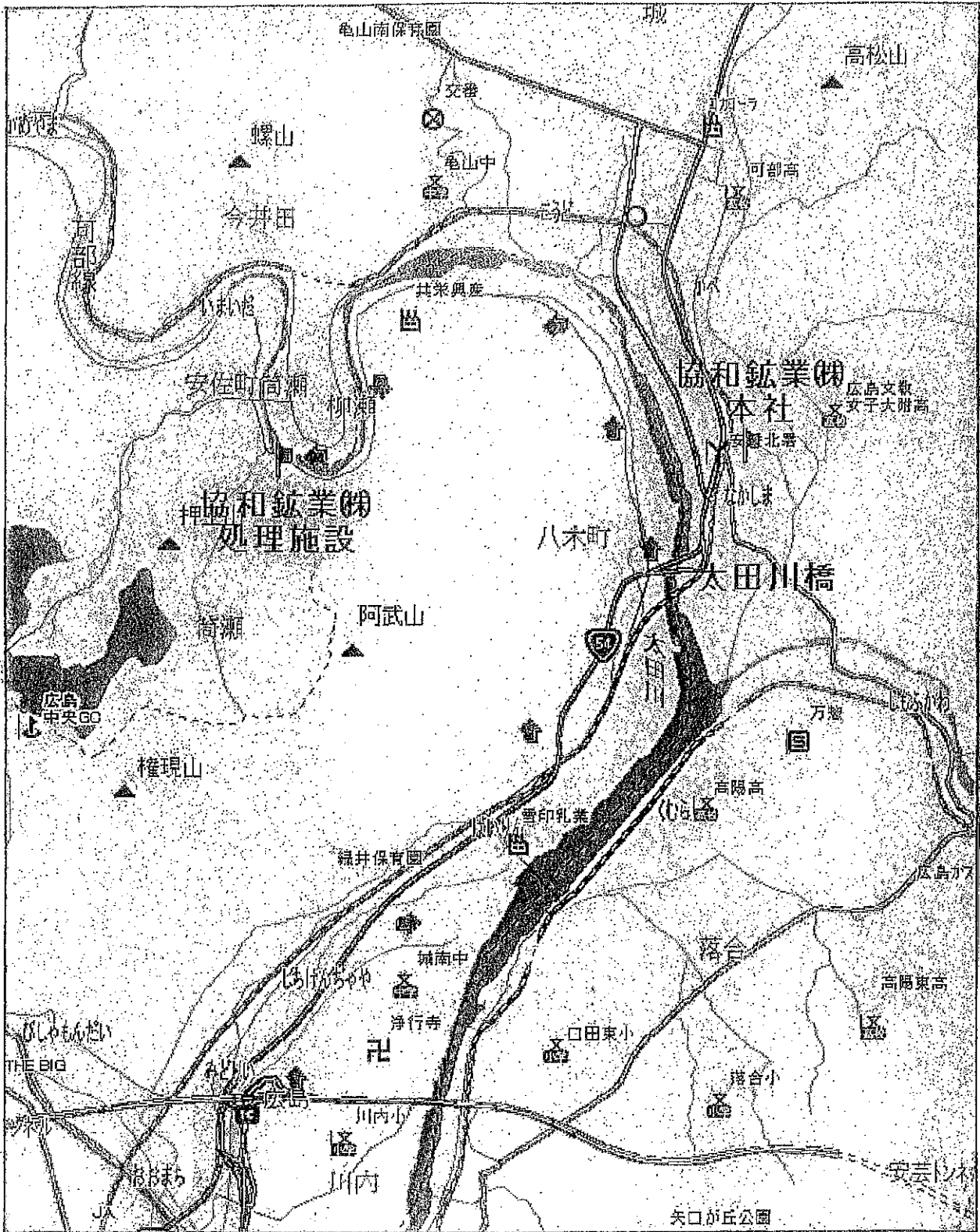
氏名 協和鉱業株式会社
代表取締役 大野 辰彦
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づき設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。



許可の年月日	平成28年 3月 4日	許可番号	第 J1072 号
施設の種類	(施設の種類) 破砕施設		
処理する産業廃棄物の種類	(処理する産業廃棄物の種類) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類 (これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下 余		
設置場所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字椽ノ平2205番 外3筆		
処理の能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 776t/日(8h)		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置にあつては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		
備考	規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 無		

処理施設位置図



本社拡大位置図

限りある資源を大切に

協和鉱業株式会社

本社 広島市安佐北区可部南2-3-36

TEL (082)815-1386

FAX (082)815-1354

筒瀬工場 広島市安佐北区安佐町筒瀬2211

TEL (082)838-1018

FAX (082)838-1435